

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し） 第八条の二 法第二十七条において準用する法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。ただし、当該有価証券の売出しに関し、令第二十條第一項に規定する安定操作取引を行う場合は、この限りでない。</p> <p>一・二 （略）</p> | <p>（目論見書の作成を要しない有価証券の売出し） 第八条の二 法第二十七条において準用する法第十三条第一項（法第二十三条の十二第二項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の売出しとする。</p> <p>一・二 （略）</p> |